

官報

号外 昭和二十三年六月十一日

○第二回 参議院會議錄第四十七号

昭和二十三年六月十日(木曜日)午前十一時二十一分開議

議事日程 第四十五号

昭和二十三年六月十日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

(第三日)

○副議長(松本治一郎君) 諸般の報告は御異議がなければ順説を省略いたします。

昨九日衆議院から左の議案を提出した。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

たばこ専賣法の一部を改正する法律案

民生委員法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

会社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

官報号外 昭和二十三年六月十一日 参議院會議錄第四十七号 議長の報告 會議

内閣總理大臣等の修給等に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を財政及び金融委員會に付託した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

たばこ専賣法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員會に付託した。

會社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案

商業委員會に 付託

臨時通貨法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の衆議院提出案を財政及び金融委員會に付託した。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

同日議長は、左の報告書を出しした。

運輸及び交通委員會請願審査報告書第五号

運輸及び交通委員會請願特別報告書第五号

運輸及び交通委員會請願特別報告書第五号

運輸及び交通委員會請願特別報告書第五号

五号 運輸及び交通委員會陳情審査報告書第三号

運輸及び交通委員會陳情特別報告書第三号

厚生委員會請願審査報告書第一号

厚生委員會請願特別報告書第一号及び第二号

厚生委員會陳情審査報告書第一号

厚生委員會陳情特別報告書第一号

一昨八日予算委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に對し、議長は、即日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 昭和二十三年度一般會計予算

昭和二十三年度特別會計予算

一、公聴会の問題 昭和二十三年度予算について

一、公聴会の月日 昭和二十三年六月十七日、十八日

右本委員會の議決を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十三年六月八日

予算委員長 櫻内 辰郎

議長は、即日夫々これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 郵便料金の一部を改正する法律案

電信電話料金の法案

一、公聴会の問題 郵便料金ハ電信電話料金等値上の費否及びその理由

一、公聴会の月日 昭和二十三年六月十六日

右本委員會を決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十三年六月九日

通信委員長 深水 六郎

参議院議長松平恒雄殿

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 國有鉄道運賃法案

一、公聴会の問題 鉄道運賃値上の可否、若し可とする場合はその値上率について

一、公聴会の月日 昭和二十三年六月十六日

右本委員會の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案

一、公聴会の月日 昭和二十三年六月十七日、十八日

右本委員會の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十三年六月九日

財政及び金融 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案

一、公聴会の問題 所得税法の一部を改正する等の法律案

取引高税法案

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案

一、公聴会の問題 所得税法の一部を改正する等の法律案

取引高税法案

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案

一、公聴会の問題 所得税法の一部を改正する等の法律案

取引高税法案

昭和二十五年三月三十日 第三編 郵便物 第四号

委員会相互間の間にも、同時に大臣の出席を求められることが相当多いのでございます。このような場合には、今後兩院及び政府の間には緊密な連絡を取りまして、兩院の各種の委員会から同時に大臣の出席を求められ、いずれか一方に大臣が出席できない場合に代つて答弁させるようなことにいたし、適當な措置を講じたいと考えております次第であります。

又本会議と委員会とが競合いたしました。同一の大臣を要求されます場合に、おきましては、政府といたしましては、原則として大臣は本会議の方へ出席する方針でございます。この点御了解をお願いいたしますと存じます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君)日程第一、國務大臣の演説に關する件(第三日)、昨日に引続き順次質疑を許します。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君 私は日本共産党を代表いたしました。且つ昨日正式発足いたしました労働連絡会の打合せに基きまして、昨日に引続き、特に物價改訂を中心にして、我々の所信を披瀝し、政府の見解を伺いたいと思ふのであります。最初に、一体物價改訂問題とはどんな問題であるか、我々共産党は、これに對してどう考えておるかというところを簡単に結論的に申し上げたいと思ふのであります。

我々は今日なぜ物價改訂をせざるを得なかつたかというところは、昨日も申しましたごとく、政府の經濟政策の失

敗の結果である、そう思ふのであります。更に物價改訂もいろいろの方式がある。今日日本政府が取つておるところの方式は、いわゆる資本家的物價改訂方式であつて、これによつては何ら物價の安定は得られないという見地でありますが、而もその物價改訂は、結局別の形による極めて惡辣な大衆收奪の道具である。かくのごとくにして、我々はこのような物價改訂が決して問題を解決しない。政府は赤字を解消するためには止むを得ずやると言います。決してそれは赤字を解消しない。却つて更に大規模な赤字を結果する。そう思ふのであります。

而してその資本家的改訂の方式と私が申しますのは、如何なる方式か、これは三つの原則があります。一つは重要な産業、或いは大資本家の企業、それに生産されるものの物價につきましては、極めて杜撰な原價計算の方式、生産費價格の方式が取られておる。これはその經營の極めて非合理的な運営と並んで、それが行われておる。これが一つであります。第二は、労働者の賃金は食えないところの平均賃金或いは最高賃金、そういう形で決められておる。第三は米價或いは中小工業者の商品に、生産費を償わないところのバリエイ計算、或いは実情を無視した統制價格によつて決められて行く。こういうふうなやり方は根本的に我々として間違つておると思ふのであります。この結果は、先も申しましたごとく、結局においては單なる物價引上げであつて、そうしてこれは別の手段による大衆の收奪に過ぎない。決して問題を解決しない。問題を却つて擴

大する。こう思ふのであります。私は以下具體的な問題について、こういう見地から問題を取上げ、政府に質問したいと思ふのであります。

第一は、國鉄の運賃値上並びに重要物資の物價値上の問題であります。私は先に申しましたごとく、この点は極めてイージーに行われておるところに、政府の價格政策の一つの根本問題があると思ひます。で國鉄の會計の問題にいたしまして、果してこの赤字が何故起つたかというところを、政府が確實に擲んでおるかどうか、これが甚だ疑問だと思ふのであります。私達は今回國鉄會計につきましては、詳細な研究を遂げたわけでありますが、その結論といたしまして、國鉄の經營自体が極めて欠陥がある。少くとも國鉄經營にありましては二〇%、最小二〇%でござりますところの國鉄がまだ残つておる。これはたゞの行政警察の結果として明らかに報告されておるところであります。又國鉄經營は國家經營でありながら、大資本家の食ひ物にされておる。寄つてたかつて食ひ物にされておる。又政府自身もそれを差別的な待遇をしておる。こういうふうないろいろな結果が、一般的なインフレーションの促進、經濟的危機の促進と関連したしまして、今日の國鉄の赤字を招來しておるのであります。若しこういう部門を本當に檢討するならば、例へば昨年の會計で見ました、即ち旧物價で我々が見ました場合に、少くとも關部分の二〇%の排除から四十億の節約ができる。これは前の價格であります。石炭の補償金、これを大会社並にやれば六十二億の余裕が出て来る五

千カローリ以上の優良炭を若し鉄道に配給するならば、ここから二十億の余裕が出て来る。帳簿外の不用品拂下、これは極めてへんちくりんに行われておる。これは事實であります。伊能次官の事件を想起したつて、我々はこの現実の一端を知るのであります。もう一つのものを嚴格にやつただけでも二十億の余裕が出て来る。或いはその他公安官や渉外關係の人員費、全人員費の八・五%も、國鉄で負わなくてもいいもので負つておる。こういうものは二十億以上の負担であります。その他利子負担、その他いろいろあります。こうしたものをすべて数えますならば、幾ら低く見積つても百八十五億の余裕が出て来る。これは昨年の國鉄の赤字をカバーして余りあるものであります。それで私は第一に運輸大臣に、果して運輸省として本當に國鉄會計の赤字の原因を尋ねられたかどうか、そして我々が出しておる数字、こうしたものをどう考えられるか、それを第一にお聞きしたいのであります。

第二は、果してそれならば、今回の値上げによつて本當に赤字がなくなるか、私は絶対になくなると思ふのであります。こういう方法によつてはなかなかならん。時間があるまいので詳細な数字は述べませんが、人員費は、新物價におきましては、六十四億の増加であります。物件費は二百四十億の増加であります。即ち物件費が人員費の四倍増加いたします。而もその物件費二百四十億の中、百七十億は石炭の價格の増加であります。ここに政府自身のいたちごっこがあります。一般的に物價を引上げるが故

に、國鉄の會計はまず赤字になつて、これは今後價格が上れば上る程、ますます増大するであらうと思ふのであります。こういう方法では絶対に我々は國鉄の問題は解決できないと思ふのであります。それではなくて一般の物價も引上げない。國鉄の運賃も引上げない。そうすればむしろ我々は物價値下げを要求する、値下げをやつて行く。そういう政策によつて、他方行くという政策を取つて、初めてこの物價の安定は期せられると思ふのであります。この点に關しまして運輸大臣の所見を私聴きたいと思ふのであります。

更にこれと同じような問題が、實際には石炭を初めあらゆる物資にあつてあります。重要物資にあつてあります。この点で價格調整金の問題が問題になるのであります。従來果して本當に正しく石炭の原價計算が行われておつたかどうか、これについては優良炭が、種々のブロック別の割分けの仕方インキして、そうして非常に有利な價格決定をさしている。そうして價格調整金の或る部分は、むしろ宴會費であるとかいうように言われるようなことが事實存在しておる。傳へられておる。私は水谷商工大臣に、こうした点についてはつきりした御見解を聴きたいと思ふのであります。更に私が出した第一の問題の要點は、こういうふうな重要産業を本當に統制的に統制する、正しく統制する、正しく經營して行くというならばです。私は今日のような物價値上げは要らないのであります。その方式は當

然國營方式、そういう方向に進まなければいけないのであります。而も電力或いは肥料の國營、國營問題は、社会党として党議で決定されておるところであり、更にこの度の芦田内閣の発足に際しても、この問題が取り上げられておる。終るに今日までいろいろの法案が我々の手許に來ておるが、一つこの問題に觸れてない。反対に貿易と言ひ、すべての点において「民間」的に、資本家的に走つておる。ここにこういう傾向と、そして私が今申上げたような物價値上げとの間に必然的関連がないかどうか、私はあつてと思つて、今日商工大臣に、何を考へておるかといふことを、こゝではつきり述べて置たいと思つておる。

第二は、私は三千七百円ベースの問題について觸れて置きたいと思つておる。これは、私が今日私が質問したい中心点であります。三千七百円ベースについては、すでに非難が起つております。第一に、この政府の算定には何らの客観的根據がない、数字的根據がない、私はこれを詳しく述べたいのであります。時間がありませんので簡単に述べます。政府がこのたび基準としておる民間労働統計、これはこの前の臨時給與委員會においてさへ、非常に間違つておるといふので、一五%の修正を加えたのであります。ところがこれを政府は全然してないといふこと、米價を決定せずに賃金を決定しておるといふこと、更に五月から六月の間の賃金の上昇を三・六%と押えておるのであります。この弊はともかくといたしまして、政府の見解では、六月

以降一七〇%の物價値上げがあつたとして、賃金は全然三・六%以上上がらないといふ、こういう見解に立つておるのであります。これは実にばからしいことだ。現実にはすでに米の値段が二百五十円にもなつておる事實を知つておる。こういうことで、實際これが全く根據がないといふことは、はつきりしておる。政府は、更に一つの問題は、以前におきましては、政府は少くともこの賃金決定の以前に労働者側と協定した。このたびは全然協定せずに、一方に押し付けようとしておるのであります。これは事情は詳しく申しません。要するにこういうことはすでに賃金統制でありまして、加藤労働相はやらない、やらないと言つておられますが、これは賃金統制であります。

更に私はこの問題で涙目なわけばいけません。三千七百円ベースは、一千八百円ベースに比べましたならば、實際に我々の計算で、政府の資料を使つての計算で二六%の低下であります。ここに問題があります。これは政府の経済白書による数字ではつきりしてあります。従つてこれがいよいよ今日の三千七百円ベースの実体であります。私は芦田首相に、即ち数字の問題に対して、算定の問題に対して安本及び加藤労働相に聴きたいのであります。政府としては今まで一回も組合側と協定せずに勝手にこゝへ持ち出して來ておる。而も今日の新聞に傳へるところによりまして、まだ閣議自身においてさへも疑義が生じておるといふような状態でありまして、一体こ

うふうな三千七百円ベースの決定を誰がしたのか。而も閣議で疑義が生じておるといふような問題を、こゝへ持つて來るといふふうなことが、政府の責任として許されるかどうか。これをばつきりと聴きたい。更に首相に私はお聞きしたいのであります。芦田内閣と片山内閣とを、労働者の立場から見ると、正に千八百円ベースに対して三千七百円ベースは二六%が低下されておるといふこと、この中に芦田内閣の労働者から見た欠陥といふものが非常にはつきりしておると思つておる。又今官公廳では五千二百円を要求しておりますが、この五千二百円は若し物價改訂の値段に直しますと、恐らく一万円を超えたいと思つておる。三千七百円ベースと一万円ベース、これが労働者と芦田内閣との間でありまして、極めて深刻な開きであります。芦田首相は、外資導入についていろいろ言われ、外資導入の受入れ態勢について言われますが、労働者から言ふならば、外資導入の音が高くなつて來ておるが故に、同じことではあります。結局二六%の低下が行われようとしておる。これが労働者側から見た外資導入問題であります。而もこの上には極めて非民主的なやり方が一方的に押し付けられておる。そして團體交渉権を無視されようとしておる。こういうことに對して、芦田首相は一体どうお考えであるか。これをばつきりお聞きしたいと思つておる。

続いて第三は、米價の問題であります。米價の安いといふことは、これは周知のことではあります。何故米價が安いといふと、要するに労働賃金を

安く釘附しようとするのが根本の問題であります。私はこの問題は單に賃金を列記したいと思つておる。一つは、政府はいつ米價を決定しようとするつもりであるのか。そしてどの程度に落着けさせるつもりであるのか。そして若し米價が落着いたならば、いつからそれを適用するのか、六月十五日からかそれとも今度の十一月からか、それをばつきりとお聞きしたい。そして更に米價促進のときにいろいろ約束されておる、供出促進のときにいろいろ約束されておる。衆議院自体として、決意案を以てその支拂を約束されておる。その約束の、あの物價改訂の場合の價格差の農村還元問題、これは政府の信用問題として極めて重大な問題であると思つておる。ところが、こういうものを實際やるのか、やらないのか、若しやらないとしたならば、果して如何なる理由によつて覆元しないのか、この点をばつきり述べて置きたいと思つておる。

第四番目は物價安定の根本問題について置きたいのであります。時間も迫つておりますので結論だけ申し上げます。我々は先程申しましたような資本家的な物價改訂方式ではなくして、全然別個の方式があるといふことをばつきり知つておる。それは、とどのつまりは労働者の賃金を、平均賃金、食えない平均賃金ではなくして、實際に労働者の働けるだけの、そして生活をもかくも保障するだけの最低賃金制、これなくしては實際にあらゆる物價の安定はできない。この上に立つて初めて外資を、大きな商品の嚴格な價格計算もできるわけでありま

す。ところが政府は最低賃金を拂えないと言つておる。これは極めて簡単なことです。今日においては二合五勺ではなくして、大体三合に近い程度配給するといふことと別のことではないのであります。この最低賃金制ができないければ、一切の物價改訂は私は砂上の樓閣だと思つておる。この点について労働大臣の見解をお聞きしたいと思つておる。

序でに私は引揚者問題について一言申上げますが、樺太から歸つて來る無縁故者は八万四千人と数えられておる。然るに本予算におつては二万四千しかこの住宅の建設を計上してない。その他いろいろのことがありますが、この前、本院でその決議案として、はつきり出されておる。政府はそれに対して一体どう答へるつもりか、六万の人をばつきりかすつもりであるか、受入れ態勢がよく行つておると言ふが、少しもよくなつてないといふことを私ははつきり聴いて置きたいのであります。

最後に私はこの物價改訂並びに本予算が通過する結果について簡単に申し上げますが、詳しい数字は申し上げません。國民所得を一兆九千億といはしても、いろいろの経費を差引いて四千九百二十億の赤字ができます。更にこれに項目を調整しましても一千八百億の赤字ができます。更にこれを別の観点から見ますと、政府の策定しておる第一四半期の資金計画から見ても二千億の赤字がありますが、これを一年に直しましたら千六百億程度にならうと思つておる。要するにこの予

算の結果は、この現実に最初一千八百億程度の紙幣の増發を必要とするといふことである。これがインフレであるのかないのか、識者にはつきりお伺ひしたいのであります。而もこのように大きな増發が大きな大衆の重圧の結果として何が残るか。私は二つの問題があると思う。一つは對外依存によつて何とか切り抜けて行くような方向に行くこと、一つは暴力的な支配によつてこれを大衆に轉嫁しようとする。最初は大衆に轉嫁しようとする。物價改訂の内容こそは実はこのやうな内容であります。

そこで私は識者並びに首相に最後にはつきりお尋ねいたしますが、我々の結論を述べれば、このやうな予算決定、物價改訂によつては、決して日本の経済は救われぬ。極めて悲惨な状態に行く。中間安定と稱するものは、実はむしろ非常な大衆運動、非常な大衆の反響運動、これを結果するいわゆる安定だろと思ふのであります。現在の労働者農民は、このやうな負担に對しては、必らず斷然としてあらゆる方法によつて抵抗すると思ひます。非常な大きな社会問題がこの予算の實行と共に差迫つておると思ふのであります。そこでこのやうな大きな大衆運動、反抗運動は、実はこのやうな予算案、物價改訂から起つておることでありまして、この物價改訂を、或いはこの予算案を成立させた後、若し激しい大衆運動が起りましたときに、或いは政府はこれを不埒だとして、暴力的に、或いは法的に彈圧しようとしたらしようが、私はこのやうな運動が起つて来るのは、この予算案から必然の結果であつて、この予算案に責任があり、同時に政府に責任があると思ふのであります。そういう点を、つきりここで芦田首相から私は御答弁を聴いて置きたいと思ふのであります。以上諸点につきまして、私は政府諸公が問題を外して答弁されることを要求いたしました。私の質問を終りたいと思ひます。

【國務大臣(芦田均)答へ】 中西君の質問の主力は資金及び給與の問題に置かれ、これに附随する予算編成全体の方針に關する御質問でありました。中西君の論調は低物價高資金という主張でありまして、物價はなるべく抑えて安くしろ、給與はなるべく高くしろ、このやうな御議論に集結されておると拜承したのであります。私共の人生に關する懸念によりまして、高資金は必然的に高物價を招來する、一方高資金を主張しながら低物價を主張するといふ議論が、果して成り立つかどうか、我々はこの点に深い疑問を持つのであります。今回の物價改訂に際しても……(中西功君「インフレが高資金にする」と述べ) 今回の物價改訂においては、物價を引上げることが止むを得ない、その物價引上げに伴う給與の水準を引上げる、このやうな方針で決定したのであります。(中西功君「何だ、ふざけていふじやないか」と述べ) 更に予算全体の編成方針について、この予算は資本家の利益の下にできた予算であるという御意見のやうであります。中西君は労働階級を代表するといふやうな階級政黨の立場から議論をされたのであります。併し私共の立場は、

國民政黨として、あらゆる職域、あらゆる階級を全体的標準として……(中西功君「標準じやないと言へよ」と述べ) すべての政策、予算の編成を行なつておるのでありますから、恐らく中西君のいわゆる階級政黨の立場の御議論と、國民政黨として、國民全體の福祉を眼目にしたる予算の編成との間に食い違ひのあることは止むを得ないと思ふのであります。(中西功君「何が階級だ」と述べ) そういう意味においてできた予算でありまして、決して中西君が論ぜられるやうに、今日我が國の經濟の段階において、あらゆる階級に十分な收入の得られる予算を作りたいことには、我々も何ら中西君とその意思を異にするものではありません。併しながら一たび我が國の現実に思いをいたされるならば、我々國民は暫らく齒を食いしばつて、この窮乏の生活に堪えて、經濟再建の新しい希望の下に、堅実な日本の財政經濟の基礎を築き上げたい、かやうに信じてこの予算を提出した次第であります。(拍手「分つたか」破滅の予算だよと呼ぶ者あり)

【國務大臣(岡田英一)答へ】 昨日本院の本院會中に、私が他の委員会に出ておりましたため、本會議への出席が遅れました点につきましては、誠に遺憾でございます。今後は緊密な連絡を取りまして、円滑に議事を進めて頂くようにいたしたいと存じます。中西君の御質問のうち、私の所管に關することにつきましてお答え申し上げます。國鉄の赤字の原因につきましては、戦時中以來、殊に終戦後になりまして急激に物價並びに賃金が高騰をいたしました。誰がやつたんだ「賃金じやない」と呼ぶ者あり。戦時中以來數回に亘りまして鐵道運賃を改正をいたしました。併しその都度低物價政策等のために賃金の引上げが抑制されて参りましたことが一つの原因でございます。鐵道運賃の經營が資本家の食ひ物になつておるといふやうな言葉でございますが、決して鐵道は資本家の食ひ物にはなつておりません。(「貨物運賃はどうした」と呼ぶ者あり) それから鐵道用の石炭の特別値下をやつたならば支出が減るではないかというお話でございます。誠にそうでございます。併し鐵道用石炭の價格の特別割引をいたしましたならば、一面におきまして價格差補給金を支拂わなければならぬのでございまして、これはやはり國の財政が賄わなければならぬ問題となりますので、それは結局プラスマイナス零になりまして効果のないことになると思ふのであります。(「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり) それからカロリーの上昇のことを話されましたが、石炭カロリーの上昇は願わしい点でございますが、只今の現状におきましては、今予定いたしましたおります約五千四百カロリー平均のものを入手するといふこと以上には、只今の生産状況から考えまして望まれないと考へますのでございまして、勿論これは六千カロリーにもいたしましたならば、用炭の消費量はそれだけ少くなりますことは明らかでございますが、これにはやはりカロリー上昇に要する選炭の費用等が加わりまして、これに價格を五千四百カロリーのものと同一

で入手するといふことは不可能でございます。それから國鉄の經營につきまして今後とも細心の注意を怠りません。御指摘になりました伊能改訂の問題は私らといたしましてあのような懸念を受けましたことは誠に遺憾でございます。(「それは疑惑ではなからう」と呼ぶ者あり) 併しながら只今司法當局で調査をされておりますので、(「でたためなことを言うな」と呼ぶ者あり) 不正の事実或いは犯罪を構成したのかどうかといふことは分らない問題でございます。(「さやうでございますか」と呼ぶ者あり) いずれ判決によりまして明らかになることと存じます。次に中西君は物價も運賃も一齊に上げないことを希望するといふ仰せでございますが、先程總理からもお答え申しました通りに、さやうなことは望ましいことではございまして、現実の問題といたしましてはさやうなことは行われぬことであると存じます。(「上げて赤字が解消するか」と呼ぶ者あり、拍手)

【國務大臣(水谷長三郎)答へ】 中西君の御質問にお答えいたします。第一点は石炭の原價計算が非常にルーズにやられておるといふ問題でございますが、言うまでもなく石炭の原價計算の適正なるか否かにつきましては、從來物價廳を中心として、これを嚴重に監査して來たやうな次第でございます。近く実施されます炭價の改訂に際しましては物價廳におきましても

各原價報告による数字をそのまま断じ
て採用してありません。これをば嚴重
に査定いたしました。妥當でないとい
められる経費はこれを除きまして、そ
の査定した原價を基礎といたしまして
炭價決定の要素としておるような次第
であります。商工省におきましては國
家管理實施を期といたしまして、原價
計算につきましては關係方面とも密
接なる連絡を取りまして、嚴重なる監
査を実施いたしまして、只今御指摘の
ような弊害があるならば十分に除去し
て参りたいと思ふ次第でございます。

第二の問題は電力、肥料の國管問題
は一体どうなつておるかという御質問
であつたのであります。勿論言つても
もなく三党政策協定におきましては
電氣事業の一元化ということが謳われ
ておりました。さきに閣議了解事項
に基きまして、電氣事業民主化委員
会を設置いたしまして、各界の代表者
を委員に委嘱いたしまして、目下電氣
事業の民主化を目的といたしまして事
業再編成の根本方針及びこれが具体策
につきまして折衝調査審議して貰つて
おる最中でございます。その結論を俟
ちまして商工大臣としては適當の措置
をしたいと思ふ次第でございます。

尙肥料の國管問題につきましても
御指摘のように三党政策協定において
謳われておりますので、私といたしま
しても三党政策協定の趣旨に基きまし
て、商工省内におきまして生産増進の
見地からあらゆる角度より分析検討中
でございます。肥料の生産のために
は電力の増強が先行しなければならな
い關係は、中西君も十分に御了解下さ
す。

と思ふのであります。従つてこの肥
料の問題は電力問題の經營形勢が解決
いたしましてから取上げたい、かよう
に考へております。(冗談じやない
よ、水谷さん、おかしいよと呼ぶ者
あり)

(國務大臣加藤勤子君登壇)
○國務大臣(加藤勤子君) 只今の中西
君の私に對する御質問は、第一点が三
千七百円ベースは政府の資料によれば
妥當性がある、こつ言つておるが、実
際には政府の資料によつても千八百円
ベースよりも二十六%切り下げになつ
ておると思ふが、どう思ふか、こつ
う点にあつたと思ふ。第二の点
は、三千七百円ベースを決定するの
に、全然官公廳労働組合の諸君と話し
合ひをしていない。片山内閣のときにお
いて極めて非民主的であつたが、今度の
このような措置は一層非民主的であつ
て、こつした点から労働政勢の起るの
は政府の責任であると思ふがどうか。

第三の点は、最低賃金制が現在の情勢
において行われたいと言つておるが、
その理由はどこにあるか。第四の点
は、最高賃金制は物價の暴落がなければ
できないと言つておるが、現在の子算
の編成内容を見ると、このこと自身が
最高賃金制を採用しておるようによつて、
これはまるで政府の暴力的政治であ
るといふやうに思ふがどうか、こつ
う四点にあつたと思ふのであります。

第一の三千七百円ベースが政府の資
料によれば妥當性がある、こつ申しま
したことに基きまして、中西君がどう
いう数字をお取上げになつたか存じま
せんが、私の得ておる政府の現在持
ております資料によりますれば、一

應妥當性、合理性を持つておるのであ
ります。詳細の点につきましましては
れ委員等においで再びお答えする機
会があると思ふから、ただそれだけ
けを申上げておきますが、又二十六%
切り下げとなつておる。こつう点に對
しましては政府の予算編成の根本方針
は健全財政を維持すると同時に、勤勞
者の生活を現在の水準よりも下廻らな
いといふことを基本的な原則といたし
ております關係から、當然この三千
七百円ベースが算定されるに當りまし
ても、この点は特に考慮されておる点
であります。

第二の、三千七百円ベースを決定す
るのに官公廳労働組合の諸君と何らの
話し合ひをやつておらん、政府が一方
に決定したのは怪しからん、こついつ
御意見でありましたが、この点につ
いては御承知のように、前同全官公廳職員
諸君の爭執が解決するに當りまして、
(副委員長退席、議長登壇)
その解決の覺悟の一つとして、この問
題が済んだならば直ちに委員会を作
つて、そこにおいて審議をする、こつ
うことになつておりました。爾來この
委員会が満足に發足いたしてございま
すれば、當然こつにおいていふやうな問
題が審議されたと思ふのであります。

が、遺憾ながら行き違ひが生じまして
この委員会が尙準備段階にある、こつ
いふやうな状態でありまして、十分に
お話をする事ができなかったことを
遺憾といたしますが、併しながら予
算の編成をするに當りまして、いつま
でも賃金の標準を求めないわけには行
かないのでありますから、止むを得
ず予算編成上の一つの標準として、

三千七百円ベースが合理性を持つてお
るといふ点から選ばれたものでありま
して、この点につきましましては尙今後こ
の委員会が引續いて構成され、審議が
續けられる筈でありますから、十分審
議はなされることと思ふのであります。
併し政府といたしましては、今申
しましたやうな事情によつて合理
性ありと認めてこれを一應の標準とし
て取つたわけでありまして、従つてこの
点からだけ労働政勢が起るものとは思
われません。十分に問題の内容の審議
が進められて、そこに両者相合せざる
ものがあり得る場合に、初めて労働
者の動きが具体的に起つて來ると思
ふのであります。政府といたしましては
極力あらゆる事情を十分に組合側の諸
君に御説明申上げて、組合側の諸君の
御了解を得ることに努力するつもりで
あります。

第三の、最低賃金制の問題でありま
するが、これは前案に基き、衆参両院
におきまして私が申上げております
通り、現在の物價の不足の状況下で二
千四百カラリ、八十グラムの蛋白質
を標準的な計算量として賃金が計算さ
れます最低賃金、若しこれが形式上
これから算定した金額が最低賃金とし
て定められるといふことになりまされ
ば、これだけの物價を實際に持つてい
ないものでありますから、勢いこの金額
は名目上の賃金に終つてしまふのであ
ります。名目上の賃金がこつうに決
められるといたしますならば、恐ら
くはインフレーションは更に爆発的に
高進するであらうといふことは火を見
るよりも明らかであります。これらの
ことは十分經濟上に通曉しておられる

中西君が特に御承知の点であると思
います。(それは全く違ひますよ、實賃
賃金は最低賃金と同じですよ)と呼ぶ
者あり)私は現在のやうな物資の乏し
いときに、名目上の賃金の規定に終る
やうな最低賃金制は採るべきでない。
乏しい中に一定の生活水準が定められ
るならば、それ以上のものは物を増産
する、即ち能率給が加味されることに
よつて初めてインフレーションの克服
の方向と、勤勞者の生活安定の方向と
が同一方向を向いて進むことができ
る、こつうに考へております。従つ
て私の考へておりますことは、生活
給と同時に能率給とが合せられたもの
が一つの賃金体系となるのが最も望
ましい、こつうに考へております。
それから又最高賃金制は物價の暴落が
なければできない、こついつておるが、
今の予算の編成を見ると、これが即ち
最高賃金制で、恰もこれで釘附にする
ものである。これは實に亂暴な政府の
方針であるといふ御意見のようであ
ります。それは中西君の御意見とし
てはどのような御意見が出てても自由
でありますけれども、實際問題とし
まして私共は本當に御心配による生
活が確保される條件の下になければ、
賃金の統制といふやうなことを、賃金の
安定といふやうな方針は殆んど不可能
に近い困難なものである。こつういふ
やうに信じておりました、現在の予算編
成は今申しします通り、一應の予算編
成上の標準として三千七百円ベースが
採用されたものであります。決して
これを以て釘附にして動きの取れな
いものにするといふやうな、いわゆる
最高賃金制の觀念は徹頭徹尾この間には

入つておられないというのを特に御注意を願ひたいと思ひます。(追加計算で出すのか?)と尋ねる者あり)

〔國務大臣(竹田内閣一君) 中西君の私に關する御質問に對してお答えをいたします。引揚再開當時の樺太地区殘留者は約十九万八千人でございましたが、これらの中の無縁故者は、從來の実績は約一六%でありましたから、これから推算いたしますと、三万人程度と予定いたしました。各般の措置を講じて参りましたところ、最近の樺太引揚者は種々の事情によりまして正確なる数字を算出することは誠に遺憾であります。約四〇%乃至五〇%が無縁故者であるということが判明いたしました。大凡そではあります。八万人乃至十万人程度が無縁故者と推算されることになつたのは誠に遺憾に存するのであります。これに對しましてはすでに昨年度において無縁故者の住宅として整備いたしましたものの中、約一万五千人が本年へ余裕超過となつておりますので、取替の収容には事欠かんであります。今後約七八万人程度の者の収容の準備を必要とすることになつたのでありますので、取替の整備といたしまして一万二千人分の整備費として本国会に提出いたしてあります。本年度予算の中に一億七千七百万円を計上して、これによつて急速に整備せしめることに相成つております。尙更にその不足分につきましては、目下他に財源を求めまして所要額を支出したしまして、急速に確定に所要の住宅を整備することに支障のないよう、具体的に今整備中でありまして、

中西君の御心配の点につきましては、必ず万全の措置を講ずるということを中心として置きます。(拍手)

〔國務大臣(北村徳太郎君) 登壇、拍手〕

○國務大臣(北村徳太郎君) 中西議員の私へのお尋ねは、國民所得の割合に財政のバランスが取れていないから、これでは相當の赤字が出るんじゃないか、こゝういふお尋ねであつたと思ふのであります。私共は國家財政を國民經濟の規模において均衡せしめるということ、これはもう第一條件でございます。その点については度々この場所においても申述べた通りであります。それで國民所得を一億一兆九千六十億といたしまして、これに調整項目を加へまして、二兆二千億というふうな計算は、これは中西君のお示しと私共と同様でございます。これについて私共の考へておりますこの計算によりまして、このうち個人消費生活が一兆四千億、産業投資が二千七百億、國家財政並びに地方財政負担が五千三百億、かように相成りまして、もう一度繰返して申し上げますと、個人消費生活が一兆四千億、産業投資が二千七百億、それから國家及び地方財政が五千三百億、かように相成るのでございます。従つて赤字を出すというふうなことは全然ないことを確信いたしておる次第であります。(拍手)

〔政府委員(平野善治郎君) 登壇、拍手〕

○政府委員(平野善治郎君) 只今中西議員の御質問に對してお答えを申し上げます。その第一点は、米價をどういふ方法で、いつ決めるのか、今までの米價

は安いパリティの下になされたという御質問と、第二点は、昭和二十二年年度の米價につきまして、これを新米價の体系に変更になると共に、その調整の方法について考へておるかという御質問のようになりまして、

第一点の、新米價をどういふ方法でいつ決めるかというお尋ねに對しましては、これは農家の再生産、或いは消費者の負担が非常に影響のある問題でありますので、農林省といたしましては、成るべく早い時期に合理的な決定を見たいと、目下慎重に検討を加へておる次第であります。未だ決まつてはおりません。(決まつてないのによろしく)と云ふお尋ねは、昭和二十二年年度の生産率につきましては、新米價体系になりましてから、農家の生産、再生産のために非常な支障があるので、調整を出す意思があるかという問題につきまして、御説の通り、新米價体系になりまして、農家の再生産が非常に困難になる事情を認めておりますので、適切な方途をしなければならぬという考へ方から、目下慎重に協議を進めておりますが、只今のところ、明確にお答えを申上げる段階には至つてないことを御了承願ひたいと存するのであります。(拍手)「米價が何にも決まつてないのに、よく予算を出せたね」と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 衆議院國務大臣は只今司令部に赴いておりますから、後に適當な機会に答弁する趣でございます。岡田宗司君。

〔岡田宗司君 登壇、拍手〕

○岡田宗司君 私は日本社會黨を代表

いたしました。次の諸点に對して政府にお尋ねしたいと思ふのであります。

北村大藏大臣は去る四日の演説におきまして、昭和二十三年年度予算を編成するに當りましては、いわゆる健全財政主義を堅持し、これによつて收支の均衡を保持し、インフレの高進を抑止し、以て一應の中間安定を実現する途を闡くことを強調されておるのであります。予算書を見ましては数字の上では收支の均衡が取れ、形式的には健全財政主義が貫かれておるのであります。併しこれによつて大藏大臣が目的とせられておるようなインフレの抑止、或いは中間安定の招來ができるかどうかという点につきましては、私は非常に大きな疑問を持つておるのであります。二十二年年度の当初予算においても、健全財政主義から構成されて、その後の補正予算の場合におきまして、悉くその立場を取つておるようになつておるのであります。併しながら實際におきましてはインフレの抑制は全然できておりません。インフレはどんどんと進んで、今日の段階に來ておるのであります。二十二年年度の総予算は二千二百二十二億でございますが、本年度の予算は約その倍に近い四千億になつております。更に特別会計を見ますならば更に一兆二千二百七十億、昨年比にしまして六千億も多いのでございます。かような状態でございますが、而もこの特別会計計は地方行政等を通じて検討いたして見ますと、約一千億円の公債が発行されることになつておるのであります。

かような予算が実施いたされますれば、當然通貨が膨脹することは火を見るより明らかでございます。今日日銀券の發行高は約二千二百億ありまされども、恐らく新予算が実施いたされますれば、急に増加いたしまして三千億を超えるだろう、或いは三千五百億になるだろうということ、これは亦火を見るより明かなことではあります。かような通貨の膨脹が、新予算の実施に伴ひまして急激に起るといたしますならば、物價も亦全面的に騰貴いたしまして、賃金や或いは俸給の騰貴も亦止むを得ないことになるのであります。政府は、予算面においては、物價の約七割増を見込んでおるようでございます。併しながら一般の物價騰貴がこの程度で收まるかどうか、そうして又中間安定が物價の面において得られるかどうかということも、私共には疑問なのでございます。かように、本年度予算は形式的には健全財政主義に貫かれておると思ひますけれども、實質的にはインフレーションを飛躍的に高進せしめるところのインフレ予算に外ならないと思ふのであります。

昨年の暮から通貨の發行高が大体に倍近になつておるのでございます。これはインフレ抑止の政策が成功しておることを示すのではないのであります。ただ一月以降租税の徴収が急でありまして、政府の資金撤布と吸收とが一時バランスが取れたに過ぎないのであります。新予算が使用開始されますれば、必ずこのバランスは崩れると、こう考へられるのであります。そうして恐らくこの予算が使わ

れております申聞の時期におきましては、莫大なる大蔵省証券の発行をなさなければならなくなる、この点も火を見ゆるよりも明らかと思うのであります。本年度の予算におきましては、大蔵省証券発行の限度を六百億と抑えておるのでありますけれども、これが果して十分であるかどうか、私はこれも動かしざるを得ないのではないかと思うのであります。

そこで先づ第一に大蔵大臣にお伺いしたいことは、新予算が施行せられましてから一二月月の間におきまして、一休引銀貨の流通はどのくらいになるお見込みを有っておるかということでございます。

次にはこれに關連いたしましたて、大
体通貨の發行限度を幾らくらいにお定
めになるつもりであるか、この点につ
きましてお伺いしたのであります。

性質の同じ對する根本的な方案が講ぜられてない以上、私はインフレの悪化は免れないと思つたのでございます。新年の宴の後、悪く数ヶ月にいたしまして、物價暴落の著しい変動が起り、又もや友人の遺腹子を継ぎさへを爲さなくてはならぬのであります。

大蔵大臣はこの計算の間に用ゐさ
れておられます。この資金、物價の水準
を下げと維持せよとお考えになつて
おられるのか。そうして予算を年度末
までさしたる変更を加へずに維持して
行くことができる自信をお持ちになつ
ておられるのか。その点について明確
なる御答をお願ひしたのであります。

次にお伺いしたい点は、本年度予算の計上の基礎となつた物價と賃金の関係

でございます。政府は物價は七割増
賃金は三千七百円ペースとして計算し
ておるようでありますが、まだ物價に
つきましては、重要な物品のそれぞ
れの價格についての発表がございま
せん。賃金につきましても、それを決定
するに至りましたところの基礎の数字
が、全然私に発表されておらないの
であります。これらの二つに對しまし
て、ヴェールを被さしておきまして、

國會に對して予算を提出され、これを審議せよということは、甚だ無理があると考えるであります。(拍手)この点は政府のやり方が極めて不親切であると考えるのでございまして、速かにこの点に對しまして政府は資料の提供をされんことを私は望むのであります。(米價も決まつてないぞ)と呼ぶ者あり)

それはさておきまして、果してこの三千七百圓の貸貸金ベースで以て、勤勞者の生活が赤字なしでやつて行けるかどうか、皆の生活がほしいでやつて行けるかどうかということが甚だ疑問なのでございます。この点二十二年度の追加予算の場合におきましては、一圓數字が出てありました。無誤論この一圓數字はその通りに進行しなかつたことと

が今日の状況を招いておるのでありますが、私共は今度の三千七百円ベースで、果して勤労者の生活が安定し得るかどうか。その点について政府はどういう確信を持つておるかお伺いしたいのであります。今度の貸金ベースに對しましては、物價の改訂による撥ね返りがどのくらい計上されておるか、或いは又所得税の減額等もこの中に考慮されておらうでありまして、政府で

はその点からして只今加藤大臣の言われたように、大體十分であると言われておるようであります。が、物價が政府が考へておるような上り方で済むかどうかということ、これは非常な疑問であります。又通信料臺であるとか、或いは通貨の値上げ、こういうものややはり直接間接に労働者の生活に非常な重大な影響を持つて来るものであります。私共はこれらの値上げにつきましては、極めて妥當性を欠くものである、これは慎重な検討を要するものと考へておるのであります。が、更に酒、煙草の値上げとか、或いはその他の物價の値上げ、特にこれから端境期になりましての主食の騰貴の騰貴から見まして、恐らく新予算案の後の生計費の騰貴というものは、政府が今予想しておりまして以上に大きいものがあろうと、私共には推察されるのであります。こうなつて参りますと、忽ちに又貨金ベールを改訂いたしまして、延いては追加予算を出さなければならぬと、こういうような状況が必ず起ると私共には考へられるのであります。現在官公廳勞組におきましては五千二百円ベール、而も手取りでございます。これを要求することに決定しておるものであります。この要求額と政府の言いますところの三千七百円ベールとの間きは極めて大きいのであります。而も民間におきましては、電燈を初め現在においてものつと高いベールの貨金も拂われておるのであります。今後におきまして恐らく民間の重要産業の貨金は、このベールをどん／＼と追い越して行くであらうと思はれるのであります。政府は予算の辻褄を合せ

る」といふことを強行する余り、勤労者
にこの三千七百円ベースをそのまま押
し付けつゝもりであるのかどうか。そう
なるとしたしすならば、労働組合と
の正面衝突はこの際免かれなと私は
考えないのであります。これは日本の経
済政策問題にとりまして重大な影響を及
ぼすものであります。政府は労働組
合との関係交渉によりまして合理的
な賃金を定め、以て労働争議が頻繁に

私は考えるのであります。本日の新聞紙を見ますというところ、この三千七百円紙幣をいかに減らすか、これは政府の責任でございます。中におきましては、最終決定を見ておらん、幾らか余剰のあるように拜見したのでございますが、果して政府はこの貸金水準につきまして尙改訂する余裕を残しておられるのかどうか。そ

の点についてお伺いしたのであります。更にこの政府の資金ベースを維持されるために、或いは民間資金に對しまして直接間接に統制を加へるお考えであるかどうか。若しそうだといたしましたならば、その方式はどういうものであるかということについて具体的にお名を願ひたいのであります。

第三にお伺ひいたしたいことは、大

大蔵大臣は先の演説におきまして外資導入について力説されておるのであります。又芦田首相は組閣以來盛んに外資導入を附道し、この内閣によりまして外資導入が実現され、外資による日本経済の復興が急速に行われるかのごとく印象を國民に與えておるのであります。戰争によりまして生産力をめちやめちやに破壊され、重要資源の乏しい日本の経済力が、今日七千八百万人の

は改めて言うまでもないことであり、
に従ひまして日本経済は好むと好ま
ざるとに拘わらず、外資の援助なくし
ては復興どころか現狀維持もできない
ような状態であります。併しなから外
資の導入ということは、芦田首相が説
かれておる程、簡単に容易にあてに
ていいものであるかどうか、これは
一度一考を要する問題であると考え

しては、一部には何となく入つて来るというふうな莫大たる幻想が生じておるのであります。爲替相場が決まらない、又外國への送金が許されない今日どうして入つて参りますか。アメリカ側におきましては今日民間投資のごとき殆んど全く問題にしない状態なのであります。現状かくのごとくでございまして、外資導入は必要である、我々も切望するところでございますが、一俤政府は如何なる種類の外資導入に期待をかけておられるのであります。よもや政府はただ漠然として希望の見解を述べておられるのではないと思つて如何なる外資の導入を懇請しておられるのであります。その見通しはどうであるか、又その外資を考慮に入れて、安本は経済復興計画を立てられておられるかどうか。栗栖安本長官よりその輪郭を明確にして頂きたいと思つております。

次に質問したいことは、通貨改革に關する問題でございます。私は大藏大臣及び安本長官が、本年度の予算の実施について大いに力説されておりますところの、いわゆる中間安定が実現されることは不可能ではないかと思つております。何となれば、基礎のない、全く不換紙幣であるところの円貨をこのままにして置きましてインフレを抑止する、或いは収束するといふことは、実に馬鹿げたことであると思つております。終戦後の切替等をやりましてけれども、インフレはいよいよ悪化して参つております。今後その速度は加速度を加えるものと予想されるのであります。悪性インフ

レが如何なる禍害を國家にもたらすものであるかというところは私が詳しく申し上げるまでもなく、もはや今日の段階におきましては、形式的な均衡予算や僅かばかりの生産の上昇や貿易の回復ぐらゐでインフレは終熄するものではないのであります。インフレを終熄せしめようとは、金若しくは外國爲替を基礎とするところの健全なる通貨制度を作り出し、現在の貨幣制度を解消せしむる以外にはないと信ずるのであります。通貨改革を実現いたしますには、予算の收支均衡、生産の上昇、或いは輸出の増加等、必要條件でございまして、特に現在の日本におきましては、これを実現するためには連合國、特にアメリカの資金援助を絶対に必要とするものであります。私共はすでに日本におきまして通貨改革を行つて準備をなす段階に來ておると信ずる者であります。今次の世界大戦におきまして、すでに歐洲におきましては、悪性インフレーションの最もひどかつたハンガリーやルーミアにおきまして、その他の諸國においても通貨改革が行われ、ソ連におきましても通貨改革が断行されたのであります。又現在では日本と同じように連合國軍の占領下にありまして、西ドイツにおきまして連合國の手によりまして通貨改革の準備が進められておるのであります。一九二三年の冬にドイツに現れたレンテンマルクの奇蹟が、今日の日本に再び現れるとは私は考へておりませんが、少くともあの時の通貨改革も、亦我々が研究の対象といたしまして、そのうちからいだし

ばならぬものであると信ずるのであります。政府は通貨改革をインフレーションを終熄するところの最も根本的な方法であると考えられておるかどうかが、この点についてお伺いしたいのであります。又政府は通貨改革のために具体的なる調査研究を開始し、そのための準備を進められつつあるかどうか、その点についてお伺いしたいのであります。

次に農村の問題につきまして二つの点をお伺いしたいのであります。現在インフレーションの高進の過程におきまして、農村にはすでに一種の金融恐慌が始まりつつあるのであります。昨年の秋の米價は他の物價に比して安かつたのであります。その上に持つて來まして農民の必要とした諸物資の價格は、その後も引続き騰貴いたしまして、加うるに本年春農民にぶつけられて参りましたところの税金が非常に重かつたために、農民は一昨年の或いは昨年に見ないような窮乏に當面しておるのであります。すでに税金を拂うために家財道具や牛馬までも賣る農民が出て來ておるといふ、或いは又税金を拂つたあとで、もう田植の前にいたしまして、配給の肥料さえ買えない農民が続出しておるような状態でありまして、これでは農民は安心して食糧増産をやるどころではないのであります。その通りと申す者あり、農業会の預金は、税金や肥料代金の支拂のためにとんど引出されまして、農村におけるところの資金の枯渇は非常に甚だしい状態になつております。政府はすでに農業手形制度を設けまして、当面の肥料、農具、農薬等の資金を

心配することになつたのであります。このくらゐでは農村におけるところの資金枯渇に一時的な應急的措置を施したに過ぎないのであります。農村におけるかような金融の梗塞は、日本農業の復興と発展を著しく妨げるに至つておるのであります。農業協同組合が法律の施行によりまして華々しく発足したのであります。組合一つ／＼の自己資金といふものは極めて小さい、満足の仕事をすることができないのであります。資金を外から借りようと思つても、貸すところが無いといふ現状でございます。かような状態に至りまして、農業協同組合は初めから足踏みをしなければならん状態になつております。農村工業も、水利事業も、耕地整理も、土地改良も、災害復興も、当面農業に對するところの長期金融の道は殆んど塞がれておると言つていいのであります。そのために農村のすべての復興事業が甚だしく行詰つておる状態にあります。このままに放置して置きますれば、農業経済及び農民生活といふものは急速に悪化いたしまして、再び不安定な状態に陥りまして日本の経済復興に對するところの大きな妨げとなることは必至なのであります。日本農業を新らしい基礎の上に発展させるためには、いさゝか根本的施策が必要なのでございますが、だが、当面の農業金融の行詰りを打開すること、その中で急務なのであります。私はこのために長期金融を主といたしまして、このための農林復興金融を設けたいと考へております。復興金融と考へる者でありまして、復興金融庫に對しましては、すでに政府は数回に亘りまして

莫大な出資をしております。復金がその運営上におきましていろいろの問題を起し、又非難すべき点も多いのでございまして、確かに今のめちや／＼に破壊された工業を復活させるために大きな役割を演じておるのであります。政府は、農業方面におきまして、復金と同じような機能を持つところの、政府出資による農業復興金融を設ける計画を設ける計画を持つておいでになるかどうか。大藏大臣及び農林大臣にお伺いしたいのであります。

次ににお伺いしたい点は、中西君も言われた米價の差額金の返還の問題であります。政府は二十三年度予算の実施に伴う物價改訂において、米の消費價格を改訂する計画をお持ちのようでありましたが、これは近く、できるだけ早く、少くとも予算の実施と同時になさなければならないと思つております。この場合政府は差額金を農民に現金で返還する意思があるかどうかをお伺いしたいのであります。これは現金で返還するといふ方式を取らなければ、この差額金の返還という点につきましては、私は意味をなさないのであります。こゝういふふうに考へるのであります。この問題につきまして、すでに買上げたものにバックパイすることはいけないという意見もあるものであります。が、供出制度の下におきましてこの米といふものは普通の商品ではないのであります。又政府は昨年秋季米價を決定する際に、農業生産及び農民生活に必要な物資を公正なる價格によつて、適期に配給する約束をしておるのであります。が、かような点から考へ、又バックパイといふものは、政

府は、農村にはすでに一種の金融恐慌が始まりつつあるのであります。昨年の秋の米價は他の物價に比して安かつたのであります。その上に持つて來まして農民の必要とした諸物資の價格は、その後も引続き騰貴いたしまして、加うるに本年春農民にぶつけられて参りましたところの税金が非常に重かつたために、農民は一昨年の或いは昨年に見ないような窮乏に當面しておるのであります。すでに税金を拂うために家財道具や牛馬までも賣る農民が出て來ておるといふ、或いは又税金を拂つたあとで、もう田植の前にいたしまして、配給の肥料さえ買えない農民が続出しておるような状態でありまして、これでは農民は安心して食糧増産をやるどころではないのであります。その通りと申す者あり、農業会の預金は、税金や肥料代金の支拂のためにとんど引出されまして、農村におけるところの資金の枯渇は非常に甚だしい状態になつております。政府はすでに農業手形制度を設けまして、当面の肥料、農具、農薬等の資金を

心配することになつたのであります。このくらゐでは農村におけるところの資金枯渇に一時的な應急的措置を施したに過ぎないのであります。農村におけるかような金融の梗塞は、日本農業の復興と発展を著しく妨げるに至つておるのであります。農業協同組合が法律の施行によりまして華々しく発足したのであります。組合一つ／＼の自己資金といふものは極めて小さい、満足の仕事をすることができないのであります。資金を外から借りようと思つても、貸すところが無いといふ現状でございます。かような状態に至りまして、農業協同組合は初めから足踏みをしなければならん状態になつております。農村工業も、水利事業も、耕地整理も、土地改良も、災害復興も、当面農業に對するところの長期金融の道は殆んど塞がれておると言つていいのであります。そのために農村のすべての復興事業が甚だしく行詰つておる状態にあります。このままに放置して置きますれば、農業経済及び農民生活といふものは急速に悪化いたしまして、再び不安定な状態に陥りまして日本の経済復興に對するところの大きな妨げとなることは必至なのであります。日本農業を新らしい基礎の上に発展させるためには、いさゝか根本的施策が必要なのでございますが、だが、当面の農業金融の行詰りを打開すること、その中で急務なのであります。私はこのために長期金融を主といたしまして、このための農林復興金融を設けたいと考へております。復興金融と考へる者でありまして、復興金融庫に對しましては、すでに政府は数回に亘りまして

府は官公廳の職員等の賃銀、俸給につきましましては常に行つておるのであります。農民は、政府が米價の改訂並びに差益金の返還につきまして公正なる措置を講ずるであらうと期待しておるのであります。若しこれが裏切られるといたしますならば、農家は物價改訂に伴う農家必需品の價格の高騰によつて一方では苦しまれることになる。そのため農民の生産意欲は低下いたしました。麥、馬鈴薯の供出、更に本年の秋の米の供出に甚だ大きな影響を生ずるものと私共は考えるのであります。そうして政府が農民より怨望を被るならうとも考えられるのであります。政府は物價改訂に伴う米の價格を幾らくにされるのか、この点についてお伺いしたいし、又現金で返還されるかどうか、その点も農林大臣にお伺いしたいのであります。

次に質問いたします点は、地方財政に關する点でございます。戰爭中、戰時經濟を賄うために、一切の經濟力を挙げまして國家に集中しなければならなかつたのであります。地方財政の財源も亦目ぼしいものは、殆んどすべて國家の手に移されたのであります。かようにいたしましたとして、今日地方自治は、財政的な獨立を全く失つてしまひ、中央政府の下に従属しなければならぬ状況になつておるのであります。戰後民主化の線に沿ひまして、地方自治の確立のために、いろいろ制度上の改革が行われましては、いさゝか、實際にはその実が著つておらない、その最大の原因は何かという、實に地方自治体が財源がない、中央政府より財政的に獨立しておらないという点にあるのであ

ります。而もインフレーションの高進によりまして、地方財政も亦物價費も人件費も著しく膨脹いたし、又地方自治法の制定によつて、いろいろなる所要經費が急増いたしまして、地方財政は極度に窮乏しておる現状にあるのであります。然るに、國民の大部分は、國税だけでさへ今日の段階におきましてはなからず、背負ひ切れない状態になつておりまして、地方財政の新規財源を求めることは容易ではないのであります。といつて、地方起債をいたしますことも、現状ではむづかしいのであります。このままで放置しておきまするならば、地方財政は、都道府縣も市町村も共に破綻に瀕します。地方自治の確立のごときは全く空文となりまして、日本の民主化は末端から崩壊するに至るのであります。本年度の予算におきましては、地方財政の面において、は、事業税を創設いたしました。或いは地租、家屋税、住民税等の税率の変更、そういうものによりまして地方民の負担は相当増大することになつておるのであります。かかる地方税増税にも拘わりませず、まだ地方財政を確立するところの騒ぎではないのであります。四百五十何億円の地方分與税分担金を國家より受けておりますが、それでも足りませんで、二百余億円の地方債を起債しなければならぬような現状になつておるのであります。現在國民の租税負担がすでに限度を超えておると思われるときに、地方財政の完全なる確立を今直ちに實現することは困難ではありましようが、併し政府はできるだけ速かに地方財政の確立を図るべく諸般の措置を講じなければなら

らんと私は思ふのであります。この点に關しまして、政府は地方財政の確立のために、單なる應急対策でなく、如何なる根本方針を持つておるか、この点野澤地方財政委員長にお伺いしたいのであります。以上を以てしまして私の質問を終ることにいたします。(拍手)

(國務大臣北村徳太郎君登壇)

○國務大臣(北村徳太郎君) 岡田議員の御質問にお答え申上げたいと思ふのであります。

御質問の第一点は、今回の予算と通貨の關係であつたと思ふのであります。すが、これは私はどういたしても通貨の増発に對しては極力これを抑えるようにしなければならぬ。これは原則としてさうございさすけれども、併しこれを不法に又抑制してはならない。特に最近生産の約一割の増加があり、又今回の物價改訂に伴ひまして、通貨量は相當増加しなければならぬ。かように考へておるのであります。その量が一体何程であるか、現在の日本の予算を執行し、又現在の日本の經濟の事情において、通貨の適量を決定いたしますことは、極めて重大で、而も困難な問題でございますけれども、これは通貨發行審議會に諮りまして、急速にその諸規定を決めたい、かように考へておるのであります。私の概算では、一千億ぐらいの増加は、これは現在の事情においては止むを得ないのじやないか、かように考へておるのでございします。又さういいたしますことが、これが經濟の均衡を図り、却つて經濟の運行を助けるというふうな結果になる

のであつて、即ち通貨の増発が、内容的に見まして、只今生産の一割の増加がある、物價の改訂せられたこの限りにおいて、適量の増加を見ることは、インフレーションを促進することに相成らん、かような考へ方から、通貨發行審議會等に至急にそのことについて検討をして貰いたい、かように考へておる次第でございます。

第二点は、只今の實銀、物價等から、この予算が實際實得するかというやうな御質問であつたと思ふのであります。このことにつきますのは、實銀並びに物價というものが、このままで行けるかどうかということが大きな問題でございますけれども、これは私共は現在の實銀にいたしまして、どう法を講じなければならぬ、これに全力を挙げまして、今まであつた貸金、物價の惡循環を避けること、又一方それの導入というものが必要でございします。従つてかやうなことを全視野において考へまして、裏附をする實質貸銀の考へ方によつて實銀の保障をするといふことにより、この限度でこれを押したい。尙若干の價格調整に關する予備金等を持つておりますので、追加予算は出さない方針で、これで行きた。かように考へておるのであります。

それから次に外資に關していろいろお説がございしましたが、これは私は極めて同感でございます。只今のところではガリオアファンドにより或いは政府對政府のクレジットでございします。これは漸次民間の資金導入にも移して行くべきでありまして、さうな方向に我々は努力しなければならぬ。併しなからこれがためには先程お取上げになりました、やはり物價實銀の問題があり、國內にはいろいろ經濟不安の除去に努力すべき方面が少くないのであります。而もそのことたるや容易でございしません。尙又一連の問題として實銀の安定を圖らねばなりません。通貨の安定を圖るためには、いわゆる財政支出からするインフレーションを極力抑えて行かなければならぬ。このインフレーションの進行速度、或いは進行の現段階、インフレーションの実態等についての見方はいろいろあると思ひます。けれども、私共最近の物價の現状、それから通貨の現狀等から考へまして、インフレーションが非常に悪くなつておるとは思つておりませんのであります。勿論これは見解がいろいろあると思ひますけれども、私共は只今從前に樂觀はいたしませんけれども、今の段階において我々が一つうんと頑張つて努力をいたしまして、この企業率の他諸般のことをいたしまして外資導入の受入態勢というものを整えますれば、かういふことを機縁として、私共の考へております安定の方向へ向うといふことだけは、これは望み得るのである、かように考へておるのであります。それから通貨改革の問題でございます。これはヨーロッパ諸國においていろいろインフレーションに悩まされて、その結果として塵み出されたいろいろの事実については、私はこれを一つの非常に大きな參考若しくは教訓として取入れて研究することに否かでないでございしますけれども

も、日本の現段階において、これは先程申上げましたインフレーションの進行の過程をどう見るか、日本インフレーションの事実をどう見るかという点と関連した点とも思いますけれども、私共の見解においては、只今通貨に手を着けるということはその時でない、又日本の現状においては外資援助ということが非常に重大なる要素をなすのでありますけれども、さればと申しまして、一歩にして日本の現状が國際經濟に於けるものではない、これは漸次その方向に向けるべきではない、これは、能率水準を世界水準に直ちに結び付け、或いは物價水準を直ちに世界水準に結び付けるという事は容易なことではありせんので、かような観点から、漸進的に漸次調整を試みるというふうな行き方であり、又従つて急激な社會不安を醸成するようなことは極力避けなければならぬ。かように考へておるのであります。これで今の事情では、私は今國內において國內的に通貨改革を行うという事は、却つて通貨に對する不安を助長して、結果としては、これは却つて逆効果になる處があるじやないか、かように考へておりますので、只今のところ通貨改革を行うという事は今は考へておりません。ただ將來の問題としては、先に申しましたような方向で十分研究はしたい、かように考へておる次第でございます。

それから最後に農林復興金融の問題でございます。殊に農村金融に關して重大関心を持たねばならぬ、これは只今の岡田議員の御意見と全然同一でございます。この点には今後もう少し

突つ込んで研究を進めたい、但し農林復興金融と云ふより具体的な形をやることは、果して農村金融を円滑にするかどうかという点では、私個人として尙若干の疑問を持つております。この点十分検討したいと思ひます。形はともあれ、農村金融の円滑化に努力するといふ点では十分今後ともこれを續けていたしたい、かように考へておる次第でございます。

(國務大臣野村啓次郎)

○國務大臣(野村啓次郎) 岡田議員にお答えいたします。岡田議員の御質問の骨子は、地方財政の現況から見て、將來これでは維持増進ができないではないか、今後如何ようにこれを運営し、如何ようにこれを整理しようかと考へているか、かような質問のように拜聴いたしました。岡田議員のお説の通り、地方の自治体は、昨午自治体が生まれまして、一體骨組はできたのであります。が、それに対する肉付けとしての財政の裏附ができておらないのであります。よつて、これがためその財政の裏附をするために、地方財政委員会という機關ができて、これによつて中央地方に財政調整の措置を取ることになつて来ておつたのでございますが、それが依然として今日の目的が達成されないことを遺憾とするものであります。言ひまでもなく、地方の財政につきましても、御承知のごとく、昨年度においてすら、百七十億の超過と、それから約五十億近くの借入金によつて、どうにかその辻褄を合したという始末でございます。かような始末の下において、果して自治体の確立ができるかどうかということに

ついては誠に遺憾に感じますので、そこで財政委員会といたしましては、本年度における財政政策といたしましては、二つの理由を立ててこれが政策に當つたのであります。特に本年度におきましては、六三制の費用の増額、或いは公共事業、或いは災害等の復旧対策等の諸予算が増大いたしました。これに對する新たな計上をしなければならぬことになつて来ておりますので、昨年度におきましての約九百億の地方財政の予算というものは、いやが上にも増加いたしました。千九百九十億という二千億近くの予算を計上せざるを得ないことになつたのでございます。これに對しましては、地方財政委員会といたしましては、先ず対策の一つとしては、地方財政の自主化の問題、それから特に現在の經濟の事情に即應いたしました財政確立、この二つの観点から種々検討いたしましたけれども、如何せん、現在の地方財政の下におきましては、御承知のごとく、何といひましても独立財源というものはないのであります。好むと好まざるに拘わらず、中央からの財源を移譲して貰うか、さもなければ自主的に独立財源というものを作るか、或いは税率の変更をするか、その以外には財源の方法がないのでございます。然るに、以下二つの問題に對しましては、恐らく財源はあります。第一の中央の財源から地方に移譲して貰うという方法よりないのでございます。そこで特に地方財政委員会といたしましては、間接的な税金で地方の人民と密接の關係のある酒、煙草の消費税、及び入場税というものを移譲して貰ひまして、二十三年度

のバランスを取るべく考へたのでございますが、これとても入場税の一部が移譲されただけであります。計上してあります約二百四十億を予想される酒、煙草の消費税というものは、財政委員会の目的を達することができなかったものでございます。かくては、折角の教育費問題にいたしました。或いは自治警察の問題にいたしました。或いは公共事業の問題にいたしました。今はその解決に對しましては非常なる不安を持つておるのでございます。起債におきまして、二百五十億の起債は許されましたけれども、新経費五百億を賄つて行くのには余りにも少いのでございまして、今後の地方財政といたしましては、實に至難の道を歩まなければならぬことになりました。特に岡田議員の仰せになりました通り、自治法という日本民主主義の基盤的法律ができたにも拘わらず、それに對しまして、積極的なところの裏附をしようとしないうちに現在の「負債」を「負債」を「負債」である」と呼ぶ者あり、笑。現在の政治感覚においては、誠に所管大臣として遺憾に存するのでございます。以上を以て答弁といたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 永江農林大臣及び栗栖國務大臣は、只今司令部方面に赴いておりますから、後に適當な機会に答弁する趣でございます。これにて本日は延會いたしたいを存じます。御異議ありませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明日午前十時より開會いたします。議事日程は決定次第公報いたします。

を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後零時二分散會

出席者は左の通り。

議長

副議長

- | | |
|---------|---------|
| 中西 功君 | 細川 嘉六君 |
| 廣瀬 兵衛君 | 岡井 淳一君 |
| 藤田 芳雄君 | 兼岩 傳一君 |
| 千田 正君 | 栗山 良夫君 |
| 阿竹 齊次郎君 | 羽仁 五郎君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 |
| 池田 恒雄君 | 佐々木良作君 |
| 竹下 豐次君 | 赤木 正雄君 |
| 尾崎 行雄君 | 末下 辰雄君 |
| 佐伯 四郎君 | 大山 安君 |
| 桐越 儀郎君 | 宮城 タマヨ君 |
| 宿谷 榮一君 | 石川 準吉君 |
| 島津 忠彦君 | 中川 以良君 |
| 小野 哲君 | 河野 正夫君 |
| 新谷 寅三郎君 | 赤澤 興仁君 |
| 藤井 丙午君 | 西郷 吉之助君 |
| 松井 道夫君 | 來馬 琢道君 |
| 姫井 伊介君 | 伊藤 保平君 |
| 小宮山 常吉君 | 町村 敬賢君 |
| 飯田 精太郎君 | 結城 安次君 |
| 小杉 イ子君 | 川上 嘉市君 |
| 米倉 龍也君 | 梅原 眞隆君 |
| 田村 文吉君 | 小林 米三郎君 |
| 野田 俊作君 | 柏木 庫治君 |
| 岡部 常君 | 岡村 文四郎君 |
| 島村 軍次君 | 奥 むねお君 |
| 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 |
| 矢野 西雄君 | 山本 勇造君 |
| 三島 通陽君 | 田中 耕太郎君 |
| 鈴木 直人君 | 岡本 愛祐君 |

高橋龍太郎君	村上 義一君
楠見 義男君	下條 康廣君
河井 彌八君	中村 正雄君
カニエ邦彦君	千葉 信君
内村 清次君	中平常太郎君
木村龍八郎君	梅津 錦一君
堀 眞翠君	丹羽 五郎君
藤井 新一君	大島農夫雄君
木下 源吾君	原口忠次郎君
井上なつゑ君	羽生 三七君
山崎 恒君	九鬼紋十郎君
島田 千壽君	若木 勝藏君
安部 定君	岡元 義人君
三好 始君	伊藤 修君
吉川末次郎君	田中 信儀君
谷中彌三郎君	油井賢太郎君
岡田喜久治君	石川 一衛君
小畑 哲夫君	鈴木 順一君
平野善治郎君	高橋 啓君
小林 勝馬君	田口政五郎君
田方 進君	紅露 みつ君
深川タマエ君	木内キヤウ君
高良 とみ君	門屋 盛一君
藤森 眞治君	星 一君
水橋 藤作君	大島 定吉君
伊東 隆治君	村尾 重雄君
岩崎正三郎君	鬼丸 義賢君
岡田 宗司君	森下 政一君
塚本 重藏君	林屋龜次郎君
中井 光次君	木内 四郎君
櫻内 辰郎君	北村 一男君
川村 松助君	淺岡 信夫君
池田宇右衛門君	堀 末治君
西川五郎君	奥 圭一郎君
大屋 晋三君	山田 佐一君
中山 壽彦君	黒田 英雄君
寺尾 豊君	萩葉 隆四郎君
石坂 豊一君	柴山 政次君
小林 英三君	板谷 順助君

今泉 政喜君	黒川 武雄君
玉屋 喜章君	松嶋 喜作君
徳川 頼貞君	深水 六郎君
平岡 市三君	尾形六郎兵衛君
境野 清雄君	中川 幸平君
西山 龜七君	木村三四郎君
大隅 信幸君	橋本萬右衛門君
左藤 義詮君	水久保基作君
國務大臣	
内閣總理大臣	芦田 均君
大藏大臣	北村徳太郎君
厚生大臣	竹田 儀一君
商工大臣	水谷長三郎君
運輸大臣	岡田 勢一君
労働大臣	加藤 勘十君
國務大臣	吉米地義三君
國務大臣	野溝 勝君
國務大臣	一松 定吉君
政府委員	
内閣官房次長	有田 喜一君
大藏事務官	關田 越夫君
(主計局長)	
大蔵事務官	河野 一之君
(主計局長)	
大蔵事務官	東條 猛猪君
大蔵事務官	正示啓次郎君
大蔵事務官	渡邊 武君
(渉外部長)	
復興事務官	荒尾 興功君
農林事務官	平野善治郎君
運輸事務官	植竹 春彦君
(官房長)	芥川 治君
運輸事務官	三木 正君
運輸事務官	坂谷 虎芳君
運輸事務官	賀來才二郎君
(労働局長)	
(労働局長)	

〔第四十三号参照〕
審査報告書
電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月十一日
決算委員長 下條 康廣
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
北村 一男 西田 天香
西山 龜七 山下 義信
小野 哲 伊達源一郎
岩崎正三郎 吉川末次郎
深川タマエ 山崎 恒
千田 正 平野善治郎
要領書
一、委員会の決定の理由
この法律は、従来文部省所管の電波物理研究所を、通信省電氣試験所に統合せんとするもので、電氣通信研究の一元化を図る上に妥當なる措置と認めらる。
二、事件の利害得失
電氣通信研究の一元化を図る利益がある。
三、費用
本法律実施のために別段の経費を要しない。
審査報告書
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月十一日
決算委員長 下條 康廣
参議院議長松平恒雄殿

名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月三日
決算委員長 下條 康廣
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
伊達源一郎 山下 義信
小野 哲 太田 敬兄
千田 正 西山 龜七
西田 天香 深川タマエ
吉川末次郎 駒井 藤平
今泉 政喜 山崎 恒
要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、國家公務員法等新公務員制度の適用に至るまで、現行「高等試験委員及び普通試験委員官制」の効力をしばらく延長するとともに、高等試験委員の称呼を高等試験委員会に改めることを目的とするもので、國家行政組織法等の制定実施に至るまでの暫定措置として適當なものと認めらる。
二、事件の利害得失
國家公務員制度に關する暫定措置である。
三、費用
本法律施行によつて別段新たな経費を要しない。
審査報告書
中小企業振興設置法案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月四日
決算委員長 下條 康廣
参議院議長松平恒雄殿

第三條第二項第二号を次のように改める。
二 中小企業者の申請に基いて、その経営状況を審査し、必要な指示をし、その発展に協力すること。
同條第二項を次のように改める。
中小企業振興は、中小企業に關係ある問題又は國會に提出される政府議案につき、予め、意見を徴せられ、また意見を提出することが出来る。
第四條中「指導局」を「協力局」に改める。
第五條第一項を次のように改める。
中小企業振興の事務を行うため、中小企業に百人以内の職員を置く。
同條第二項を次のように改める。
前項の職員の中少くとも三分の一は、中小企業に關し學識経験ある者の中から、これを命ずる。
多数意見者署名
小川 友三 山下 義信
吉川末次郎 太田 敬兄
深川タマエ 竹中 七郎
西田 天香 駒井 藤平
小野 哲
要領書
一、委員会の決定の理由
この法律は中小企業の健全な発達を圖り、以て國民經濟の発展に資するため、商工省の外局として中小企業振興を設け、長官官房の外に振興局長及び指導局長を置いて、その事務を掌らんとするものである。

中小企業廳は中小企業に関する情報の収集、経営状況の審査及び指導等に関する事務を掌るものであり、資材又は資金に関する裏付けは多少とも我が國民經濟の發展に資する上に適切な措置である。然し、この法律中に、職員の設定を定めること、職員中少くとも三分の一は学識経験者の中から任命すること等の修正を別冊の通り加えることを適當と認める。

二、事件の利害得失

中小企業廳の設置により、中小企業を振興させることに多少とも役立つ長所がある。

三、費用

この法律施行のため一年約二千八百万円の手算が予定されている。

定價 一部二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一〇〇
振替東京一九〇〇〇〇
印刷局
圖書課